

○農薬取締法施行細則

昭和五十九年三月三十一日
山口県規則第二十六号

農薬取締法施行細則をここに公布する。

農薬取締法施行細則

農薬取締法施行細則(昭和三十八年山口県規則第八十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号。以下「法」という。)の施行について、農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)及び農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平一五規則五一・一部改正)

(届出等)

第二条 販売者(法第十七条第一項に規定する販売者をいう。以下同じ。)は、同項前段の規定による届出をする場合は、省令第十五条の届出書に当該届出書の副本一通及び次に掲げる書類一通を添えて知事に提出しなければならない。

一 販売者が県の区域外に住所を有する個人である場合には、当該個人の住民票の写し

二 販売者が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

三 販売所の位置を示す図面

四 販売の内容を記載した書類

2 販売者は、法第十七条第一項後段の規定による届出(販売所の廃止に係るものに限る。)をする場合は、省令第十五条の届出書に第四項の規定により交付を受けた届出書の副本を添えて知事に提出しなければならない。

3 販売者は、法第十七条第一項後段の規定による届出(販売所の廃止に係るものを除く。)をする場合は、省令第十五条の届出書に第一項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)及び次項の規定により交付を受けた届出書の副本を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、第一項又は前項の届出を受理したときは、当該届出をした販売者に対し、当該届出書の副本に受理した年月日及び整理番号を付して交付する。

5 販売者は、前項の規定により交付を受けた届出書の副本又はその写しを当該販売所に備え付けておかななければならない。

(平一五規則五一・平一七規則二九・平二一規則一二・平三一規則一六・一部改正)

(書類の経由)

第三条 省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、山口県病害虫防除所の長を経由して提出しなければならない。

(平一五規則五一・旧第五条繰上、平三一規則一六・旧第四条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第三一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第四一号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三一年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。